

マドリッド協定について (商標に関する件)

平成29年3月17日

片山

第1 相談内容

- 1 3か国以上に3区分を申請する際に、各国申請とマドリッドプロトコル申請ではどの程度の費用差が生じるでしょうか？
- 2 10か国以下で商標権者にメリットがあるのでしょうか？

第2 マドリッド協定議定書（マドプロ）の概要

- 1 マドリッド協定議定書（正式名称：標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書）は、商標について、世界的所有権機関（WIPO）国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録を受けることにより、指定締約国においてその保護を確保できることを内容とする条約である。

日本はマドプロに加入しているため、マドプロの利用により、簡易、迅速かつ低廉な手段で、海外の締約国において商標の保護を受けることが可能となると謳われている。

2 制度の骨子

締約国の官庁（例：日本国特許庁）に商標出願をし又は商標登録がされた名義人は、その出願又は登録を基礎に（基礎出願）、保護を求める締約国（例：韓国、英国等）を指定し、本国官庁（例：日本国特許庁）を通じてWIPOに国際出願をし、国際登録を受けることにより、指定国官庁が12か月（又は、各国の宣言により18か月）以内に拒絶の通報をしない限り、その指定国において商標の保護を確保することができる。

3 商標の保護の具体的な内容

国際登録された商標は、指定国において、次の保護を受けることができる。

- (1) 国際登録日から、指定国の官庁に直接出願されていた場合と同一の効果。
- (2) 指定国の官庁が、拒絶の通報期間（12か月又は18か月）に拒絶する旨の通報をしない場合には同期間の経過時、又は後に拒絶する旨の通報を撤回した場合はその撤回時に、国際登録日から、その商標がその指定国の官庁に登録されてい

た場合と同一の効果。

(3) 国際登録の存続期間は、国際登録日から10年（その後更新可能）。

4 手続の概略

(1) 本国官庁の定める言語により（英語，フランス語又はスペイン語（日本は，英語））国際出願。

(2) WIPOによる方式審査→国際登録簿に商標を国際登録→国際公表

(3) WIPOは，国際登録後，その旨を指定国官庁への通報

(4) 指定国の官庁は，その指定国において国際登録に係る商標の保護を拒絶する場合には，上記(3)の通報の日から12か月又は18か月以内にその旨国際事務局へ通報する（日本は，18か月）。

(5) セントラルアタック（国際登録の基礎出願・登録への従属性）

国際登録の日から5年の期間が満了する前に本国における基礎出願が拒絶又は基礎登録が無効若しくは取り消しなどとなった場合には，国際登録も取り消される。

その際，国際登録の名義人であった者は，救済措置として各指定国において国際登録を国内出願へ変更することができる。

(6) 国際登録の存続期間は国際登録日から10年。一括更新可。

(7) 料金は，一つの通貨（スイスフラン）による料金支払いだけで，国際出願及び国際登録の更新が可能。

5 マドリッド協定議定書を利用した場合のメリット（デメリット）

(1) 一度の手続で複数の加入国（98か国（2017年3月））において権利取得が可能

(2) 複数の商標権の管理がWIPOに対する一回の手続で可能となる。

(3) 各国ごとに料金の支払手続が不要なので，コストの低廉化が可能（ただし，概ね3カ国以上でなければ，コストの低廉化にはならない→別紙）。

6 マドリッド協定議定書を利用した場合のデメリット

(1) 非加入国へは個別出願が必要。例：台湾，マレーシア等

(2) -

(3) 概ね3カ国以上でなければ，コストの低廉化にはならない→別紙。

(4) セントラルアタックにより，一網打尽に権利が消滅する。

(5) 日本国での基礎出願が必要（日本では不要な場合には使えない）。

第3 回答の概略

1 ほぼ同じ

2 4か国超であれば，コスト削減

以上